

令和4年度 聴覚障害児支援中核機能モデル事業報告書

石川県

1 地域の現状と課題

本県ではこれまで、「聴覚障害児の早期発見・早期療育支援体制検討会」において、聴覚障害が、できるだけ早期に発見し、適切なコミュニケーションの獲得に向けた療育を行うことが重要であることから、早期発見・療育支援体制の課題と対応について検討するために定期的に会議を開催してきた。

平成22年から新生児聴覚スクリーニング検査の推進体制を整備し、全国的にも検査の受検率が高い状況となるなど、新生児難聴児検査による発見から療育に繋げる体制の整備を図ってきた。

しかし、検査で難聴と診断された新生児への専門的な相談支援は、金沢大学附属病院内の「赤ちゃん聞こえの相談支援センター」において、耳鼻科医師や言語聴覚士などの有志スタッフによって実施されてきた。ボランティアでの活動のため、相談後の状況確認やフォローが不十分な状況となっていた。

また、難聴児支援に係る関連分野は、保健・医療・福祉・教育と幅広いが、他分野との情報共有できる場がなかった。

2 石川県におけるこれまでの活動・取組

(1) 新生児聴覚検査に係る協議会の設置、検査実施状況の把握と関係機関での共有

平成20年より新生児聴覚検査実施から療育までの支援体制を整備、検討会で検査実施状況の報告と今後の課題等を共有

(2) ろう学校の専門性の向上に向けた取組、センター的機能の強化

- ・ 手話力、聴力測定や補聴器の調整等の専門性向上研修の開催
- ・ 保健、医療、福祉等の関係機関と連携した乳幼児教育による相談や保護者講座の実施

(3) 新生児聴覚検査体制の更なる整備

リファアとなった児の追跡調査、手引の活用、受検率の向上、精度管理、検査体制の強化

- ・ マニュアルに基づく関係機関の確実な支援の実施
- ・ 市町によるリファア児の追跡把握の徹底
- ・ 受診者の負担軽減のための市町への公費助成実施の働きかけ
- ・ 検査実施機関等への実施状況調査の実施と結果の還元

(4) 関係機関における取組

ろう学校の教員や小中学校教員等の専門性の向上

- ・ ろう学校の教員免許取得のための講習会の実施
- ・ 小中学校の難聴特別支援学級や難聴通級指導教室、通常の学級担当者等へ聴覚障害教育に関する支援の実施

3 本事業での取組

(1) 協議会の設置

- ・ これまでの新生児難聴児検査による発見から療育に繋げるまでの体制を協議する「聴覚障害児の早期発見・早期療育支援体制検討会」を母体として、当事者や療育関係者等の委員を追加、新たな設置要綱を制定し、令和4年9月1日をもって「石川県難聴児支援協議会」を設置した。

① 石川県難聴児支援協議会の構成員

分野	所属	役職
専門医療機関	金沢大学医薬保健研究域医学系 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	准教授
	金沢医療センター 耳鼻いんこう科	部長
	金沢医科大学 耳鼻咽喉科学	教授
関係団体	石川県医師会	会長
	石川県小児科医会	会長
	石川県産婦人科医会	会長
	石川県耳鼻咽喉科医会	医師
	石川県言語聴覚士会	理事
療育機関	石川県立ろう学校	教諭
	金沢方式研究会	会長
学識経験者	金沢大学人間社会研究域学校教育系	教授
相談機関	いしかわ難聴児相談支援センター	言語聴覚士
当事者団体	石川県聴覚障害者協会	業務執行理事
関係行政機関	金沢市健康政策課	課長補佐
	白山市障害福祉課	課長
	南加賀保健福祉センター	所長

② 協議会の開催回数、開催日、議題、出席状況について

ア 開催回数 年1回

イ 開催日 令和4年10月25日（火）

ウ 議 題

- 議題1 本県の難聴児支援の体制について
- 議題2 本県における新生児聴覚スクリーニング検査による難聴児の早期発見・支援体制について
- 議題3 本県の難聴児の多様な学びの場における在籍状況について
- 議題4 通常学校で学ぶ難聴児に対する支援について
- 議題5 いしかわ難聴児相談支援センターの紹介
- 議題6 県内の療育・教育機関の紹介

エ 出席状況 全構成員出席

※新型コロナウイルス感染防止対策により、対面及びリモートにて実施

(2) 関係機関との連携

① 現状

- ・乳児期の難聴児を療育につなげるまでの体制はあったが、その後の療育継続の状況は把握できておらず、発育途中で難聴となった幼児に対する支援体制は構築されていなかった。

② 実施内容及び手法

ア 関係機関と連携した支援体制の整備

- ・リファーとなった児の追跡調査、手引きの活用、受検率の向上、精度管理、検査体制の強化
 - (i)新生児聴覚スクリーニング検査実施から療育までの支援体制の整備
 - 市町の保健師によるリファー児の追跡把握の徹底を依頼
 - (ii)マニュアルの策定
 - 市町や関係機関における受検状況等の情報管理のルールを整理
 - (iii)検査説明用媒体の作成
 - (iv)公費助成体制づくり
 - 市町への公費負担実施の働きかけによる受検率の向上

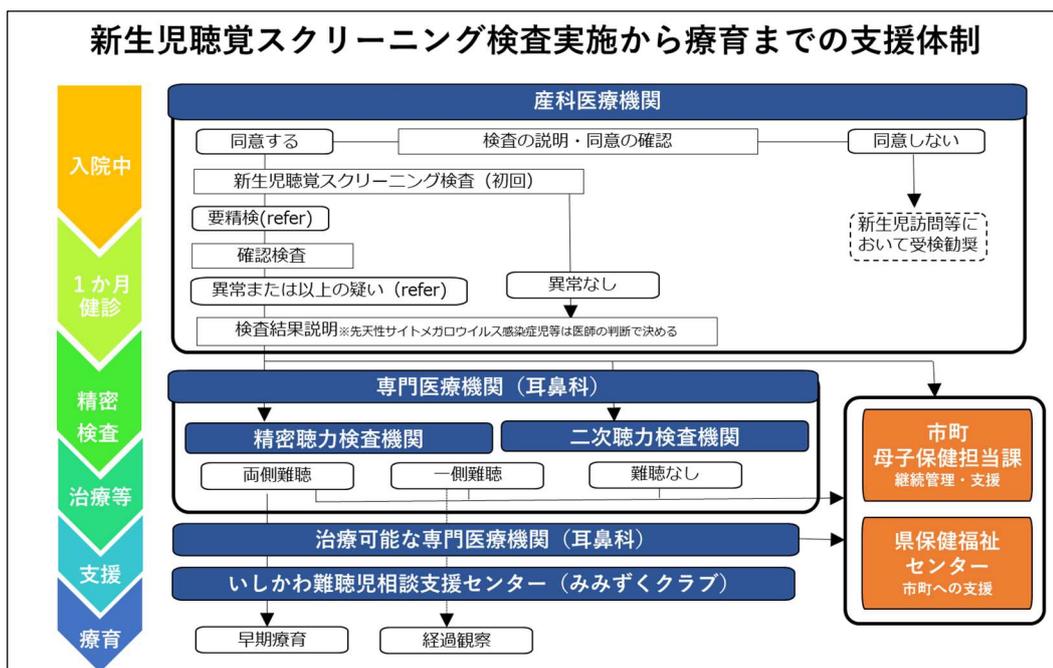
イ 関係機関との情報共有

- (i)精密検査受診票の活用
- (ii)新生児聴覚スクリーニング検査の実施状況調査

ウ 難聴児の発達の理解や支援の必要性の普及啓発

③ 結果

- ・令和4年度からは、協議会において各機関の役割等について情報を共有。下記のような体制が構築されている。



- ・令和4年10月に当センター開設のリーフレットを関係各所に配布
→配布先(県内):医療機関【小児科、産科(分娩・助産)、耳鼻科】、
市町の担当課、特別支援学校、関係団体等

(3) 家族支援の実施

① 現状

- ・乳児期に重度難聴と診断された者に対する専門的な支援相談は、「いしかわ赤ちゃん聞こえの相談支援センター(みみずくクラブ)」が行い、円滑な療育への橋渡し役を担っていた。

② 実施内容及び手法

- ・令和4年9月、金沢大学附属病院内に「いしかわ難聴児相談支援センター」を開設し、難聴児本人が早期かつ発達段階に応じた適切な支援を継続して受けられるようにするため、難聴児とその家族に対する聞こえの相談や適切な療育機関の選択支援を行うとともに、その後の療育状況の把握や必要な個別支援の検討等の事業を委託。
- ・適切な情報提供、多様性と寛容性に留意し中立的立場での相談対応、交流の場の促進
- ・進行性難聴や後発性難聴等への支援、県下全域の支援、就学先の決定における保護者の意向を尊重
- ・いしかわ難聴児相談支援センターで進行性難聴や後発性難聴児に関する相談対応
- ・市町の健診時等での聞こえの確認や精密検査受診への支援

③ 結果

- ・相談支援実績

令和4年度（R4.9～R5.3）：16件

(4) 巡回支援の実施

① 現状

- ・小中学校の難聴特別支援学級や難聴通級指導教室、通常の学級担当者等へ聴覚障害教育に関する支援を実施している。

② 実施内容及び手法

- ・ろう学校での通級指導の実施やサテライト教室にて奥能登地区の幼児児童生徒への相談等の実施
- ・ろう学校の専門相談員を県内幼小中高等学校へ派遣
- ・就学相談にろう学校より相談員を派遣

③ 結果

- ・実施回数

令和4年度（R4.9～R5.3）

幼稚園・保育園：6箇所

小学校：25箇所

中学校：19箇所

特別支援学校：1箇所

(5) 聴覚障害児支援に関する研修等の開催

- ・当事者や家族同士の交流会「いしかわ難聴児相談支援センターみみずくクラブ第1回保護者研修会」を開催

(i) 開催日：令和5年2月19日（日）

(ii) 研修名：「聞こえない子 聞こえにくい子 は、どんな大人になるの？」

(iii) 参加人数：45名

4 考察

① 本事業の実施前後で改善したこと

- ・本事業の実施前から、新生児難聴児検査による発見から療育に繋げるまでの体制を協議してきた「聴覚障害児の早期発見・早期療育支援体制検討会」を協議会として設置し、中核的機能を有する体制の確保として位置づけることができた。

② 本事業を実施した中で効果的と考えられる取組

- ・ これまでは、関係機関がそれぞれの役割（母子保健・教育・保育・相談センター）でかかわっているが、連携ルールはなく、各機関に任されていたが、協議会を開催することで、本県の聴覚障害児支援にかかわる医療・保健・福祉・教育等の機関が一堂に会し、顔の見える関係を築く場ができ、お互いの現状や課題を情報共有することが可能となった。

③ 本事業を実施した際に、困難と思われたこと及び明らかになった課題

- ・ 新生児聴覚スクリーニング検査後から療育につなげるまでの体制は整備されているが、その後の療育継続の状況は把握できておらず、発育途中で難聴となった幼児に対する支援体制は構築されていない。

5 今後の展望

- ・ 聴覚障害に関する相談内容が、新生児スクリーニング検査で要再検査となった子どもの保護者等の相談や進行性難聴、後発性難聴児に関する相談等、多岐にわたることから、相談、問合せや情報を一元的に受け付ける機関を明確にする必要があること。
- ・ 相談のあった児童の聞こえの状態や療育状況等を把握するための追跡調査の実施や個別支援のケース検討、市町保健師や保育士等などの支援者の育成等の実施も必要である。
- ・ 相談支援センター（みみずくクラブ）と市町との連携体制の充実や市町母子保健担当課による難聴児支援の充実（療育開始後の状況確認・支援、1歳半・3歳児健診における聞こえの確認等）、一側性難聴児への支援体制の検討等、早期発見・早期療育支援体制についても取り組む必要がある。
- ・ 上記体制について、関係機関に対し周知を図るほか、難聴児の発達の理解や支援の必要性の普及啓発に取り組む必要がある。
- ・ これらの課題については、協議会等において対応の方向性等を検討し、体制整備を図ることとする。